

小金井市環境啓発事業委託 仕様書（案）

I 一般事項

1 目的

小金井市環境基本計画に基づく様々な環境施策を推進するため、市民及び市内事業者等を対象とした、環境保全に関する環境啓発事業を実施する。そして、小金井市環境基本条例の基本理念である環境保全の目標を達成するために、持続可能な社会を構築して、良好な地域環境を確保し、将来世代へ継承するための機運を醸成することを目的とする。

2 内容

(1) 環境フォーラム（環境啓発イベント）の実施

(2) 環境フィールドワーク（野川周辺含む）の実施

※ 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発に係る企画を上記(1)、(2)のうち、1つ以上実施すること。

※ 上記詳細については、特記事項の内容について契約確定日の翌日から2週間以内に市と協議し、実施計画を作成の上、実施すること。

3 履行期間

契約確定日の翌日から令和6年3月29日（金）まで

4 実施回数

履行期間内に、環境フォーラムは2日以上、環境フィールドワークは1日以上開催すること。

5 支払方法

業務完了後一括払い

6 報告書提出

各イベントの参加人数、成果等を取りまとめ、イベント当日の様子がわかるカラー写真を添付した報告書（A4版）を作成し、全事業終了後すみやかに提出すること。提出部数は30部とする。印刷製本には環境に配慮し、総合評価値80ポイント以上の紙を使用すること。また、製本に当たっては、背張り（製本）テープ等を使用した簡易製本とすること。

また、報告書は電子データ（CD-Rom/MS Word・MS Excel）でも1部提出すること。

7 賠償責任

- (1) 本事業遂行中において、受託者の従事者が故意又は過失により施設、設備に損害を与えたときは、受託者の責任において原形に復すること。
- (2) 本事業遂行中において、受託者の従事者が故意又は過失により参加者等に事故を生じさせたことにより市が受ける損害については、受託者の負担において賠償の責任を負うものとする。

8 自動車使用

本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を順守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車の利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車の利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

II 特記事項

1 環境フォーラムについて

- (1) 環境フォーラム（市民・市内事業者等を対象に、環境保全を目的とした啓発イベント）を企画・準備・運営し実施する。実施日は、土・日曜日のどちらかを含めた連続する2日間以上開催すること。
- (2) 会場の確保は受託者が行うこと。その際、参加者が来場しやすい会場になるよう努めること。ただし、必要に応じて市と協議することができる。
- (3) 催しに必要な備品・消耗品等は、受託者が用意し、参加者に負担を求めないこと。ただし、フォーラムの内容により委託料とは別途、材料費等が発生し、参加者に受益者負担を求める場合は市の了承を取った上、高額にならないように努め、金銭の取り扱いについては、受託者の責任において行うこと。
- (4) 企画・準備・運営においては、環境啓発に係る環境教育という観点から、市内の大学等、教育研究機関との連携、また地域で活動している市民団体等との協働も含め、市民参加・協働の観点に十分配慮すること。また、連携・協働に必要な協議を行う場合、協議の司会進行及び資料・会議録を作成すること。会場については、必要に応じて市が用意する。
- (5) 広報活動を行うこと。ただし、必要に応じて市が協力する。

- (6) 荒天その他の事情で中止となった場合は、中止決定連絡時における事前準備分に応じて、減額変更契約を行う。

その際の支払い金額については、内訳明細に基づいて算出する。

2 環境フィールドワーク（野川周辺・清掃活動含む）について

- (1) 環境フィールドワークを企画・準備・運営、実施する。環境フィールドワークの実施内容は主に以下に記載のとおり。

ア 野川周辺での清掃活動

イ 野川周辺での昆虫観察会、植物観察会など、生物多様性や自然循環を学べる体験型事業の実施

実施日は、市と協議の上決定する。雨天時の中止の判断は、市が当日の朝7時までとする。

- (2) 実施回数は1回以上とし、延べ100名程度の参加者を受け入れ可能な体制を整えることとする。

- (3) 企画・準備・運営においては、環境啓発に係る環境教育という観点から、市内の大学等、教育研究機関との連携、また地域で活動している市民団体等との協働も含め、市民参加・協働の観点に十分配慮すること。また、協議の司会進行及び資料・会議録を作成すること。連携・協働に必要な協議を行う場合、必要に応じて市が会場を用意する。

- (4) テント、テーブル、イス、ゴミ袋、軍手等は必要に応じて市が用意する。運搬は市が行う。

- (5) 上記(4)を除く、催しに必要な備品・消耗品等は、受託者が用意し、参加者に負担を求めないこと。

- (6) 環境フィールドワーク当日の会場設営・撤去を行うこと。また、集合場所における自転車置場の整理・管理も行うこと。

- (7) 集まったごみ（廃棄物）の処理を適正に行うこと。

- (8) 都立公園使用にあたり、東京都への許可申請は市が行う。

- (9) 広報活動を行うこと。ただし、必要に応じて市が協力する。

- (10) 荒天その他の事情で中止となった場合は、中止決定連絡時における事前準備分に応じて、減額変更契約を行う。

その際の支払い金額については、内訳明細に基づいて算出する。

3 受付について

イベント参加者の事前申込に伴う受付は、市が行う。

4 広報について

(1) チラシの作成

各事業の開催において、市民への広報用チラシ(概ね10,000枚程度、A4版・カラー印刷・市の校正あり)を作成すること。

なお、印刷枚数については、事業内容や配布対象により変わることから、その都度協議すること。

また、各小中学校配布時には、学校ごとに配布できるよう仕分けた上、市に納品すること。

(2) 市報原稿の作成

各事業の開催において、市報掲載用の原稿を掲載予定号発行日の1か月前までに提出すること。

5 その他

受託者は、当該仕様書、また仕様書に記載されていない事項のほか、業務遂行にあたって疑義が生じた場合、その都度市と協議の上、その指示に従うこと。